# ≪ 用 語 集 ≫

# 【あ行】

#### 〇 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また「ごみ」は、 商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と、一般家庭の日常生活に伴って生 じた「家庭系ごみ」に分類されます。

#### 〇 エコセメント

ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントです。普通セメントと同様に土木・建築工事やコンクリート製品等として使われています。

#### ○ エコマーク商品

様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品です。

## ○ SDGs (エス・ディー・ジーズ: Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略称であり、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。 SDG s は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

#### ○ 温室効果ガス

大気を構成する気体の中で、熱(赤外線)を吸収する性質を持つ気体を「温室効果ガス」と呼びます。大気中の温室効果ガスが増えると温室効果が強くなり、より地表付近の気温が上がることで、地球温暖化につながります。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質が温室効果ガスとして削減対象になっています。

# 【か行】

# ○ 拡大生産者責任 (ERP: Extended Producer Responsibility)

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイク ルや処分に一定の責任(物理的又は財政的責任)を負うという考え方です。

# 〇 仮設処理施設

災害廃棄物処理のために仮置場に設置する仮設の破砕施設、選別施設等のことをいいます。

#### ○ 家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)

関係者(製造業者、輸入業者、小売業者、消費者)の果たすべき義務と、リサイクル義務の対象となる機器 (テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)を規定し、有用な部品や材料をリサイクルして、 廃棄物の減量化、資源の有効利用を推進する法律です。1998年(平成10年)6月制定。

#### 〇 環境基本計画

環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、環境基本 法に基づき国が策定します。

# 〇 環境基本法

環境保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に 関する施策を総合的かつ計画的に推進する事項を定めた法律です。1993年(平成5年)11月制定。

#### ○ 環境モニタリング

廃棄物処理現場(建物の解体現場や仮置場等)における労働災害の防止、その周辺における地域住民の生活環境への影響を防止するため、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等について定期的に調査を行い、その環境の人への影響を評価することをいいます。

#### ○ 基幹的設備改良(基幹改良)事業

ごみ焼却処理施設やし尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10~15 年ごとに実施する大 規模な改良事業のことです。

#### 〇 許可業者

廃棄物処理法に基づき、市町村長の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬、処理を業として行う者のことです。

#### ○ グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への 負荷が少ないものを優先的に購入することです。グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関 する法律)は2005年(平成17年)5月制定。

#### ○ 建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建設解体工事における分別及び再資源化の促進を規定しています。2000年(平成12年)5月制定。

## 〇 減量化

減量化とは、ごみの排出量を削減することを言い、具体的にはマイバックによりレジ袋を使用しない、野菜や果物を量り売りする、水切りにより生ごみの排出量を減らす、家電製品を修理して長く使用する、フリーマーケット等を通して古着や食器等を他人に使ってもらう、粗大ごみを修理して再び使用する、家庭用生ごみ処理機等で生ごみを堆肥化する等が挙げられます。

# 〇 広域処理

自治体間で互いに協力し、ごみを共同で処理することです。災害時においては、被災地で処理しきれない災害廃棄物を被災地外の自治体が処理することをいいます。

#### 〇 公費解体

災害時に個人等が所有する家屋等で被害を受けたものについて、所有者の申請に基づき、市区町村が所有者 に代わって実施する解体のことです。

# ○ 小型家電リサイクル法 (使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律です。2012年(平成24年)8月制定。

## ○ ごみ排出量原単位

総排出量を人口で除した数値で、一人一日当たりどれだけのごみを排出するかを表す数値です。

# 【さ行】

# ○ サーマルリサイクル

再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を 行うリサイクルのことです。

# 〇 災害廃棄物対策指針

2011年(平成23年)3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、環境省が必要事項を整理し、策定した指針です。都道府県及び市町村における災害廃棄物処理計画の作成に資することを目的に、今後発生が予測される大規模地震や津波、水害及びその他自然災害による被害を抑止、軽減するための災害予防並びに発生した災害廃棄物(避難所ごみ等を含む)の処理を適正かつ迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策について記述されています。

# ○ 災害報告書(災害廃棄物処理事業報告書)

発災後、被災市町村が取りまとめ、都道府県を通じて環境省に提出するものであり、各市町村の被災状況について記載した報告書のことです。

## 〇 残渣

廃棄物を焼却、破砕、選別などの処理をした後に、再利用できずに残ったものです。

## ○ 資源循環型社会

資源の循環を図ることにより、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

# 〇 集団(資源)回収

自治会や子供会等の地域住民で組織する団体が古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらう ことにより資源化を推進することで、行政は活動団体に対して助成を行っています。

# ○ 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づいて、循環型社会のイメージを明らかにするとともに、経済社会における ものの流れ全体を把握する「物質フロー指標」等についての数値目標、国の取組み、各主体の役割等を定めて います。

# 〇 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律です。製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、(1)廃棄物等の「発生抑制(リデュース)」、(2)使用済み製品をそのまま使う「再使用(リユース)」、(3)廃棄物等を原材料として利用する「再生利用(リサイクル)」、(4)廃棄物等の熱を得ることにより利用する「熱回収」、(5)廃棄物の「適正処分」の優先順位を明記しています。2000年(平成12年)6月制定。

#### ○ 循環型社会形成推進交付金制度

循環型社会形成の推進に必要な市町村における廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、国が交付金の交付を行う制度のことです。

#### ○ 食品ロス

まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです。

# ○ ゼロエミッション

1994年(平成6年)に国際連合大学が提唱した考え方で、あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムのことです。

#### 〇 総資源化率

排出されたごみなどの中からどれだけ資源化できたのかを示すものです。資源として収集・処理した量+収 集後資源化量+資源回収/総排出量(資源回収含む)で総資源化率を求めます。

#### 〇 総排出量

収集ごみ量、直接搬入ごみ量、資源回収の合計です。総排出量には、事業者独自の資源回収・処理や住民に よる自家処理(生ごみの減量化等)によって資源回収等がされているもの等(潜在的なごみ)を実数として捉 えることが困難なことから、これらを除いた全てのごみの量を指します。

# 【た行】

# ○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、 廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

# 〇 脱炭素社会

地球温暖化の原因の一つとして考えられている温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のことです。

# ○ 多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定

多摩地域における家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理施設等に相互支援の協力の必要な事態が発生した場合の広域な処理を円滑に実施し、多摩地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、多摩地域ごみ処理広域支援体制に必要な事項を定めたものです。

# 〇 中間処理施設

収集したごみの焼却、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分 場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設です。

#### 〇 直接資源化量

中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入される量をいいます。

# ○ 東京たま広域資源循環組合

東京たま広域資源循環組合は、1980年(昭和55年)11月、地方自治法第284条第2項に基づき一般廃棄物広域 処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域25市1町の自治体(組織団体) によって構成・運営されています。

#### 〇 道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去した上で、簡易な応急復旧の作業をし、避難、救護、救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいいます。

## 【な行】

#### ○ 熱エネルギーの回収

ごみを燃やすこと等により発生する熱を、利用可能な熱エネルギーとして回収することです。

#### 【は行】

#### ○ バイオマス

生物(バイオ=bio)と量(マス=mass)を合わせた言葉。再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源 (石油等)を除いたものをいいます。廃棄物関連では家畜排せつ物、生ごみ、製材所の木くず、下水道汚泥などがあります。

# ○ 廃棄物処理法基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

廃棄物処理法に基づいて、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量、その他その適正な処理に 関する施策の総合的かつ計画的な推進を達成するために必要な事項を環境大臣が定めています。

# ○ 廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とする法律です。1970年(昭和45年)12月制定。

#### 〇 排出抑制

ごみとして出さず、店頭回収や集団資源回収などを利用し、ごみ排出量を抑制することをいいます。

#### 便乗ごみ

災害廃棄物に便乗した、災害とは関係のない通常生活で排出される生活ごみ、事業系ごみ、危険物等をいいます。

# 〇 復興資材

復興過程から生み出され、建設資材として、復興工事へ適切に利用されるべきもの。災害廃棄物等の混合物を分離、選別して得られた「分別土砂」や、コンクリートがらを破砕、選別して得られた「コンクリート再生砕石」等をいいます。

## ○ プラスチック資源循環法 (プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律)

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です。

# 【や行】

# ○ 容器包装プラスチック

容器包装リサイクル法で定める、商品を入れたり包んだりしているプラマークのついたプラスチック製の容器や包装のことです。

#### ○ 容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造するまたは販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施する、という役割分担を定めた法律です。1995年(平成7年)6月制定。

# 【ら行】

#### 〇 り災証明

市区町村が住家(居住のために使用している建物)被害認定調査を行い、確認した被害程度(全壊、半壊等)について交付する証明書をいいます。

# ○ リターナブル商品

一升瓶やビール瓶など、繰り返し利用することで容器の製造にかかる環境負荷を低減できる商品のことです。